

専修学校(専門学校)を卒業または卒業見込みの人のみ提出してください。

## 専修学校(専門学校)証明書【学歴区分のための証明書】

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 氏名                              |   |
| 生年月日                            | 年 月 日   |
| 学科名                             | 学科  |
| 在学期間                            | 自 年 月<br>至 年 月  |
| 卒業・見込などの証明                      | 卒業 ・ 卒業見込   |
| 学校教育法第124条に定める専修学校としての許可を受けた年月日 | 年 月 日   |
| 専門・高等課程の別                       | 専門課程 ・ 高等課程   |
| 修業年限                            | 2年 ・ 3年 ・ 他 ( )   |
| 卒業に必要な最低授業時間数                   | 時間  |
| 入学資格                            | 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者<br><br>・ 他 ( ) |
| 該当する学歴区分                        | 短大2卒・短大3卒・他 ( )   |

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

印

○人事院の認定に係る受験資格(平成23年人事院公示第18号)

人事院規則8-18(採用試験)別表第3国家公務員採用総合職試験(院卒者試験)の項第1号口及び第2号口、同表国家公務員採用総合職試験(大卒程度試験)の項口(2)、同表国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)の項口(1)及び(2)、…(略)…の規定に基づき、人事院の認定に係る受験資格に関し、決定した件

4 規則別表第3国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)の項口(2)に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。

(1) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、修業年限が2年以上であり、かつ、1,600時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを修了の要件とするものを修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者